

告示

埼玉県告示第千三百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、本庄北部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	吉田 信解	埼玉県本庄市本庄二丁目四番八号
同	津久井 伊久弥	同 八百二十三番地二
同	根岸 好行	同 児玉郡上里町大字神保原町百十五番地八
同	茂呂 諭	同 本庄市新井百五番地
同	戸塚 喜司男	同 都島八百六十三番地
同	大塚 訓男	同 山王堂百十六番地一
同	金子 孝	同 沼和田六百五十番地一
同	塚越 利彦	同 小島四丁目二番四号
同	山本 真一	同 万年寺一丁目十二番六号
同	小久保 佳幸	同 東台五丁目六番八号
同	井上 清	同 仁手三百二十二番地一
同	釦持 正治	同 同 千五百二十三番地
同	高橋 武	同 久々宇百六十番地一
同	坂上 佳久	同 田中二百六十三番地一
同	斎藤 一雅	同 傍示堂四百五十一番地
同	金井 孝夫	同 牧西五百三十四番地二
同	森 敬一	同 同 四百五十六番地一
同	松本 健夫	同 小和瀬千七百四十八番地
同	須長 克雄	同 宮戸三百三十八番地
同	前原 俊雄	同 堀田五百三十二番地一
監事	境野 滋夫	同 新井六十五番地二
同	大塚 友幸	同 久々宇百七十五番地
同	岡 治夫	同 牧西四百四番地

二 退任

職名 氏名 住所

